

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

復得対策園僚協議会設置

大臣秘書官
事務次官
官房長官
官房総務参事官

北米第一課
参事官

文書課長

1 官房書記官

沖繩復帰対策閣僚協談会
の設置について

(44. 11. 26)
(米北 | 東京)

1. 本26日午後1時40分特速局総務課
高橋係長より、昭和40年8月27日
の閣議決定(別添1)で設置された
沖繩問題閣僚協談会を廃止し、
新たに沖繩復帰対策閣僚協談会
を設置することになったこと、その
ため、本件を明11月27日(木)の次官
令議及び翌28日(金)の閣議に提出
し決定を求め予定につき、外務省
内のしかるべき連絡に依頼がある。

南支那
元

2. 新たに設置される復帰対策
閣僚協談会の閣議決定案は別添
2 (午後4時30分入手)の通りなるも、現
行協談会との主要相異点は次の
通り。

(1) 構成員の範囲に現行の9閣僚
~~から~~¹⁹閣僚~~に~~拡大
する。

(2) 現行の協談会には全構成員の
出席が求められるが、
とし、新協談会では案件の
性格に応じ閣僚構成員のみの
部門別全議が出席する

別添 1

(四) 沖縄問題関係協議会、沖縄問題等懇談会関係

1 沖縄問題関係協議会の設置について

昭和四〇年八月二七日閣議決定

一、沖縄施策に関する重要な問題について協議するため、内閣に沖縄問題関係協議会（以下「協議会」という）を設ける。

二、協議会の構成員は、次のとおりとし、幹事役は総理府総務長官とする。

ただし、構成員以外の国務大臣も、必要に応じて協議会に出席し、意見を述べることができる。

法務大臣、 外務大臣、 大蔵大臣、 文部大臣、
厚生大臣、 農林大臣、 自治大臣、 総理府総務長官、
内閣官房長官

三、協議会には、自由民主党の幹事長、総務会長及び政務調査会長の出席を求めるものとする。

四、協議会に幹事を置く。

幹事は次のとおりとする。ただし、幹事以外の関係各省庁の事務次官等も、必要に応じて幹事会に出席し、意見を述べることができる。

内閣官房副長官、 総理府総務副長官、 法務事務次官、
外務事務次官、 大蔵事務次官、 文部事務次官、
厚生事務次官、 農林事務次官、 自治事務次官

五、協議会の庶務は、内閣官房において処理する。

2 沖縄問題等懇談会について

昭和四二年八月一日

一、沖縄及び小笠原の施政権返還問題等に関連して解決を要する問題が多いので、識見を有する者の参集を求め、内閣総理大臣を囲んで随時懇談を行なう。

二、必要に応じて関係大臣の出席を求める。

三、庶務は、総理府及び外務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

説明資料

1 委員の数は十五名程度とする。

2 委員の人选については、内閣総理大臣が定める。

3 懇談会は、当面次の事項を中心として懇談を行なう。

イ 沖縄及び小笠原の施政権返還問題等

ロ 沖縄と本土の一体化のための諸施策

ハ その他、沖縄の教育、産業経済、社会保障等に関する事項

沖縄問題等懇談会委員

(昭和四三年七月一日現在)

- | | |
|--------|--------|
| 朝海 浩一郎 | 足立 正 |
| 大河内 一男 | 大浜 信泉 |
| 茅 誠司 | 久住 忠男 |
| 小林 与三三 | 鹿内 信隆 |
| 武見 太郎 | 東畑 精一 |
| 長谷川 才次 | 林 修三 |
| 福島 慎太郎 | 森戸 辰男 |
| 森永 貞一郎 | 横田 喜三郎 |

(別紙)

沖縄復帰対策閣僚協議会
の設置について

昭和44年 月 日
閣議決定(案)

1 沖縄復帰に伴う重要問題について協議するため、内閣に沖縄復帰対策閣僚協議会(以下「協議会」という。)を設ける。

2 協議会の構成員は、次のとおりとする。

法務大臣
外務大臣

大蔵大臣
文部大臣

厚生大臣
農林大臣

内閣

通商産業大臣
運輸大臣

郵政大臣
労働大臣

建設大臣
自治大臣

内閣官房長官
総理府総務長官

国家公安委員会委員長
行政管理庁長官

防衛庁長官
経済企画庁長官

科学技術庁長官

3 協議会には、自由民主党の幹事長、

総務会長、政務調査会長及び沖縄問題特別委員会委員長の出席を求

内閣

めるものとする。

内閣法制局長官は、協議会に出
席するものとする。

4 協議会は、議題に応じ関係構成
員が出席して行なう。ただし、必要
に応じその他の構成員が出席する
ことを妨げない。

5 協議会に幹事を置く。

幹事は次のとおりとする。

一内閣官房副長官

内閣法制次長
総理府総務副長官

法務事務次官
外務事務次官

大蔵事務次官
文部事務次官

厚生事務次官
農林事務次官

通商産業事務次官
運輸事務次官

郵政事務次官
労働事務次官

建設事務次官
自治事務次官

警察庁長官
行政管理事務次官

防衛事務次官
経済企画事務次官

科学技術事務次官

6 幹事会は、議題に応じ関係幹事が
出席して行なう。ただし、必要に応じ
その他の幹事が出席することを妨げない。

7 協議会の庶務は、内閣官房にお
て処理する。

8 昭和40年8月27日の閣議決定に
おき、設けられた沖縄問題閣僚協議
会は、廃止する。